

東浦町青少年育成地域推進員設置要綱

(設置)

第1条 青少年育成の地域における推進を図るために東浦町青少年育成地域推進員(以下「推進員」という。)を置く。

(設置基準及び定数)

第2条 推進員の設置基準及び定数は、東浦町内の小学校区に1名とする。

(職務)

第3条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年育成の地域への普及に関すること。
- (2) 青少年育成の地域推進について、行政機関、教育機関、青少年関係団体等との連携に関すること。
- (3) その他、青少年育成の地域推進に必要なこと。

(委嘱)

第4条 推進員は、次の要件を満たす者で、町長が委嘱する。

- (1) 人格、識見ともすぐれ、健康で活動力を有する者
- (2) 青少年の健全育成に理解と熱意を有する者
- (3) 社会的信望が厚く、地域内の関係機関・団体と円滑な連携を保ち得る者

(任期)

第5条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により任用された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第6条 推進員の報酬は、無報酬とする。

(解嘱)

第7条 町長は、特別の事情がある場合には、推進員の任期中でも解嘱することができる。

(雑則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。